

## 横浜市介護保険運営協議会の概要

本市では、横浜市介護保険条例に基づき、附属機関として、平成 12 年度から横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」と略記します。）を設置しています。協議会は、市民公募委員を含む被保険者代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者の参画を得て、介護保険事業の運営に関する重要事項について幅広くご意見をいただいています。

### 1 協議会の委員構成及び任期

- (1) 委員数 20 人
- (2) 委員構成 被保険者代表（うち市民公募委員 3 人）  
学識経験者  
保健・医療・福祉関係者
- (3) 任期：3 年間（令和 3 年 8 月 29 日～令和 6 年 8 月 28 日）
- (4) その他  
協議会に分科会として「地域包括支援センター運営協議会」を、  
部会として「地域密着型サービス運営部会」を設置しています。

### 2 開催予定

年 3～5 回程度（平日）

下記(1)(2)については、協議会委員の中から会長により委員として指名された場合ご出席いただきます。

- (1) 地域包括支援センター運営協議会  
年 3～5 回程度、介護保険運営協議会に引き続き開催予定
- (2) 地域密着型サービス運営部会  
年 6 回程度、平日に開催予定

### 3 これまでの主な審議事項

- (1) 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）について
- (2) 介護保険サービス等の基準に関する関係条例の改正について
- (3) 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について

### 4 会議の公開

協議会の会議は原則公開とし、市民等の傍聴を認めています。

【参考】令和2年度の開催実績及び審議内容について

開催日		審議内容等
令和2年度	第1回 令和2年6月11日（木）	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）について
	第2回 令和2年8月27日（木）	1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和元年度取組状況 2 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の素案について
	第3回 令和2年10月8日（木）	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の素案について
	第4回 令和3年1月28日（木）	1 第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（よこはま地域包括ケア計画）の策定について (1) パブリックコメント実施状況について (2) 第8期計画原案について 2 介護保険サービス等の基準に関する関係条例の改正について 3 介護予防・日常生活支援総合事業の弾力化等について
	第5回 令和3年3月25日（木）	1 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について

○ 横浜市介護保険条例（抜粋）

制 定 平成 12 年 3 月 27 日 条例第 27 号  
最近改正 令和 3 年 3 月 31 日 条例第 16 号

（横浜市介護保険運営協議会の設置）

第 14 条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第 15 条 協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第 16 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 17 条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、第 1 項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第 18 条 協議会に、分科会を置くことができる。

2 分科会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 分科会に、分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

（平 24 条例 26 ・ 追加）

○横浜市介護保険条例等施行規則（抜粋）

制 定 平成 12 年 3 月 31 日 規則第 44 号  
最近改正 平成 30 年 7 月 25 日 規則第 54 号

（協議会の招集手続）

第 39 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上が招集を請求したときは、協議会の会議を招集しなければ

ならない。

3 会長は、協議会の会議の3日前までに、その会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(議事)

第40条 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報告)

第41条 会長は、審議した結果及び会議の概要についての報告書を市長に提出しなければならない。

(幹事及び書記)

第42条 協議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

(部会)

第42条の2 協議会に地域密着型サービス運営部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、地域密着型サービス事業者等の指定等に関する事項を調査審議する。

(平18規則77・追加)

(委員)

第42条の3 部会は、委員7人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

(平18規則77・追加)

(部会長)

第42条の4 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、その会務を掌理する。

3 部会長に事故があったとき、又は欠けたときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

(平18規則77・追加)

(招集)

第 42 条の 5 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、部会の委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(平 18 規則 77・追加)

(部会に係る委任)

第 42 条の 6 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(平 18 規則 77・追加)

(協議会の庶務)

第 43 条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(平 18 規則 77・一部改正)

(協議会に係る委任)

第 44 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 横浜市介護保険運営協議会運営要綱

制定 平成 12 年 8 月 29 日 (局長決裁)  
最近改正 平成 28 年 3 月 22 日 (局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市介護保険条例等施行規則（平成 12 年 3 月横浜市規則第 4 号）第 44 条の規定に基づき、横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第 2 条 協議会は、介護保険事業、地域包括支援センター運営事業及び介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に向けて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横浜市介護保険事業計画の実施に関する事。
  - (2) 介護保険給付に関する事。
  - (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関する事。
  - (4) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に関する事。
  - (5) 介護予防・日常生活支援総合事業等に関する事。
  - (6) その他介護保険事業の円滑な実施に関する事。
- 2 前項第 3 号に係る事項を審議するため、横浜市地域包括支援センター運営協議会を、前項第 5 号に係る事項を審議するため、横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業の展開に関する検討会を、横浜市介護保険条例（平成 12 年 3 月条例第 27 号）第 18 条に基づき、協議会の分科会として設置する。横浜市地域包括支援センター運営協議会及び横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業の展開に関する検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。
- 3 前項に定める横浜市地域包括支援センター運営協議会で審議した事項については、その結論をもって協議会の意思決定とする。

### (議事録の作成)

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。分科会の会議も含む。）の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記するものとする。

- 2 会議の議事録は、出席委員の承認を得て確定する。

### (会議の傍聴)

第 4 条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員及び申込み期間は、会議ごとに会長が定めるものとする。

- 2 傍聴を希望する者は、あらかじめ電話等で健康福祉局に申し込むものとする。
- 3 傍聴の申込みは先着順とし、定員に達し次第、締め切るものとする。
- 4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 7 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

### (会議の非公開)

第 5 条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条ただし書の規定により、会議を非公開とするときは、会長はその旨を宣告するものとする。

- 2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聞くことができる。

### (委任)

第 6 条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って

定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行する。